

IOSCO 投資家保護に係る取組みの一部としての注文回送上のインセンティブについての報告書を発表

本日、証券監督者国際機構 (IOSCO) は、注文回送上のインセンティブについての最終報告書の公表を行った。本報告書は、市場仲介業者による顧客の取扱いに影響しうる注文回送上のインセンティブについて、市場規制当局が用いる手法の概観を提示するものである。

本報告書は、ブローカーや業者に対する、注文回送と最良執行における利益相反管理に関する行為規制について考察している。本報告書は、異なる法域においてどのように当該規制と市場慣行が相互に作用して注文回送上のインセンティブを形成し、どのように当該インセンティブが市場仲介業者の顧客に対する行動に影響を及ぼすかを検討している。当該インセンティブには、例えば、特定の取引所にオーダーフローを向ける、又はオーダーフローを受領するための市場仲介業者間のディスカウントやリベートが含まれる。

IOSCO の注文回送上のインセンティブについての作業は、金融市場における投資家保護、市場の流動性・効率性の促進、価格の透明性を向上するための IOSCO の現在進行中の取組みの一部を構成する。

本報告書の作成に際し、IOSCO はメンバーに対し、異なる法域における市場仲介業者の行動に影響を及ぼし得るインセンティブに関する現行の又は公式に提案されている規制上のイニシアティブについてサーベイを実施した。2016 年 12 月には、IOSCO は注文回送上のインセンティブ報告書について、市中協議のため公表を行った。IOSCO が受領した 4 件のコメントレターはいずれも報告書に対して実質的な変更を提案するものではなかった。

様々な金銭・非金銭上の注文執行上のインセンティブのうち、本報告書は、以下の 3 つの主要なインセンティブに関する取決めや商慣行に焦点を当てている：

1. ブローカーや第三者が授受した金銭上のインセンティブ

2. ブローカーに営業上の利益を生じさせる店内化や関係取引所の利用
3. リサーチ等、執行と一括で提供される商品やサービスの提供

市中協議への回答者はいずれも本報告書を歓迎し、注文回送上のインセンティブに関連したコンダクト上の問題の重要性を強調した。回答者の多くが、既存の規則や差し迫った改革(MiFID IIの下EUで実施されているもの等)が注文回送上のインセンティブに関連したコンダクトリスクに十分に対処しており現段階で更なる作業は必要ではない、とのIOSCOの結論に合意した。

(以上)